

個人再生手続 申立てチェックリスト ver4, 0

このチェックリストは、申立書の作成にあたり、各項目をチェック（確認・調査・検討）していくことにより、申立書を正確に作成するためのものです。

各チェック項目は、添付書類一覧表で提出すべき資料としているにもかかわらず、これまで提出忘れが多かったものや、申立書や添付資料等の記載方法について過誤や不十分なものが多かった点を列挙しています。

申立書の不備は、追完、修正等に時間を要し、速やかな再生手続を阻害する大きな原因となっていますので、申立代理人は、添付書類一覧表に従って添付書類を提出し、各添付資料の記載要領に従って記載した上で、このチェックリストの各項目すべてをチェックして、申立時に提出してください。

1 戸籍謄本，住民票，委任状関係

- 住民票，外国人登録原票は申立日から3か月以内のものか。世帯全員について省略のないものか
- 居所が住民票と異なっていないか。異なる場合で，賃借のときには賃貸借契約書を，無償居住のときには居住証明書原本と登記簿謄本又は賃貸借契約書を提出しているか
- 委任状に作成日付，弁護士の氏名，事件の表示，債務者の氏名，住所が記載されているか

2 申立書，陳述書関係

- 第1の過去3年間の職歴，過去2年度分の年収，年収の変動の有無について記載漏れ，チェック漏れがないか
- 第2の家族関係，特に同居別居の区別，月収額，別居家族の住所に記入漏れはないか，現在の住居の状況に○印を付けているか
- 第3の1の公租公課の滞納の有無及び額について，記載漏れ，チェック漏れがないか，滞納がある場合，課税庁と支払方法について分納合意書又は交渉経緯報告書を提出しているか
- 第3の2の申立てに至った事情についてチェック漏れがないか

- 第3の3の具体的な事情について、借金の時期やその用途等について過不足なく記載しているか
- 第3の7の差押え、訴訟の有無について、記載漏れ、チェック漏れがないか
- 第4についてチェック漏れ、記載漏れがないか、給与所得者等個人再生手続のときに過去に免責決定を受けた場合、免責決定の写しを提出しているか
- 第5の履行可能性等に関する各項目について漏れがないか
- 積立予定月額欄には、月額を正確に記載しているか

3 収入証明書関係

- 給与所得者の場合、直近2か月の給与明細及び過去2年間の源泉徴収票（取得不可能な場合は、課税証明書及び所得税と社会保険料等の納税証明書）を提出しているか
- 事業者の場合、過去2年間の確定申告書、決算報告書及び事業収支実績表（直近6か月分）並びに事業に関する報告書を提出しているか
- 給与所得、事業所得以外に収入がないか、ある場合（年金、児童手当その他の手当等）、その額が分かる書類（受給証明書あるいは通知書）を提出しているか
- 同居人に収入がある場合
 - 給与所得者の場合、直近2か月分の給与明細書を提出しているか
 - 給与以外の収入がある場合、直近1年分の課税証明書を提出しているか
 - 公的年金等を受給している場合、その額がわかる書類（受給証明書あるいは通知書）を提出しているか
 - 本人、同居人に年金収入がある場合で、その年金が担保に入っている場合は、その担保資料を提出しているか

4 債権者一覧表関係

- 事件符号（再イ，再ロ）に間違いはないか
- 債権者の氏名・商号，住所，債権現在額，原因の記載をしているか
- 債権者の氏名・商号について，契約時と現在とが異なる場合，旧氏名・商号を（ ）内に記載しているか，屋号がある場合に，屋号を記載しているか（例 ○○商事こと阪神鯛賀寿）
- 債権額の合計額に間違いはないか

- 住宅資金特別条項を定めることができるか、検討したか（改正法対応事例解説個人再生～大阪再生物語～98～102頁参照）、検討する際、対象不動産の登記簿謄本（共同担保目録があるものは、それを含む）をすべて確認したか（定める場合は□Aに、定めない場合は□Bに）
 - A 住宅資金特別条項を定める場合、以下の4点を確認したか
 - 1 住宅ローン債権者の原因欄を「①」としているか
 - 2 住特条項欄に「○」を付しているか
 - 3 異議留保欄を空欄にしているか（異議留保はできない）
 - 4 保証会社の住特条項欄は空欄にしているか
 - B 住宅資金特別条項を定めない場合には、以下の3点を確認したか
 - 1 住宅ローン債権者の原因欄を「①」としているか
 - 2 別除権付債権欄に記載しているか
 - 3 住特条項欄を空欄にしているか
- 全債権につき、保証人、保証会社がいるか調査はしたか（債権調査票、不動産登記簿謄本など）
- 代位弁済をしていない保証人、保証会社を記載する場合には、債権現在額は0円、原因は4、将来の求償権○番の保証人と記載しているか
- 債務の原因が物の購入で、物（例えば自動車）について所有権が留保されている場合、別除権付債権欄に記載しているか
- リース料債権について、別除権付債権欄に記載しているか
- 勤務先からの借入れや家賃の滞納がある場合に、これらの債務を債権者一覧表に記載しているか
- 給料債権を一覧表に記載していないか（一般優先債権となり分納合意が必要）
- マンションの管理費、修繕積立費を、別除権付債権欄に記載しているか
- 債務名義（判決正本、和解調書正本、調停調書正本、公正証書など）がある債務について、債務名義欄に○印を付けているか
- 債務名義がある場合、その写しを資料として提出しているか
- 異議留保すべきものについて、異議留保欄に○印を付けているか
- 債権現在額を「0」とした場合にまで、異議留保欄に○印を付けていないか

5 財産目録関係

① 預貯金について

- 残高，払戻見込額が通帳の金額と一致しているか
- 申立前2週間以内に記帳をし，かつ，財産目録に記帳日を記載しているか
- 過去1年以内の写し，表紙，裏表紙，定期部分が漏れていないか
- 取引履歴を点検し，一括記帳がないか，ある場合にはその期間の取引明細書を添付しているか
- 通帳を紛失，破棄していないか，している場合に取引明細書（申立前1年分）を提出しているか
- 繰越しがある場合，繰越前の通帳か取引明細書（申立前1年分）を提出しているか
- 給与振込，光熱費の引落しがされている口座を記載しているか
- 普通預金通帳の支払明細欄に「定期積立」の記載がある場合等に，定期預金通帳の提出を忘れていないか

② 保険について

- 通帳，取引明細書に保険料の引き落としはないか
- 家計収支表に保険料の支出はないか
- 通帳，取引明細書の引き落とし金額・口数と保険証書・返戻金証明書と財産目録の記載が一致しているか
- 確定申告書，源泉徴収票又は給与明細書に「生命保険料控除」「損害保険料控除」の記載がないか
- 失効・解約した保険を含めて，解約返戻金の調査をしたか
- 源泉徴収票で10万円，課税証明書で7万円の保険控除がある場合，生命保険と年金保険に加入していないか
- 解約返戻金のに関する証明書は申立前3か月以内のものを提出しているか
- 傷害保険，住宅保険で，一括して保険料を納入していないか，この場合は返戻金につき調査を経ているか
- 以上をチェックのうえ，保険証券，解約返戻金（0円の場合も含む）など資料を漏れなく提出しているか

③ 積立金について

- 給与明細書に「社内積立」「財形貯蓄」など積立金の存在を伺わせる記載がないか，ある場合には資料を提出しているか

- 通帳に積立金の引き落としはないか、ある場合には資料を提出しているか
- 金額が分かる資料（通帳，給与明細等）を提出しているか

④ 貸借保証金について

- 契約書を提出しているか

⑤ 退職金について

- 勤続5年以上の場合，退職金証明書（退職金額（0円の場合も含む）が分かる資料）を提出しているか，それらが提出できない場合には，退職金規程とそれに基づく退職金計算書を提出しているか

⑥ 不動産について

- 申立前3か月以内の登記簿謄本又は登記事項証明書を提出しているか
- 共同担保が設定されている場合には，共同担保目録付き登記簿謄本又は登記事項証明書を提出しているか
- 申立前3か月以内の固定資産評価証明書を提出しているか
- 土地又は建物の片方だけを所有している場合，土地の利用関係を示す資料を提出しているか
- 査定書（敷地利用権がある場合の利用権についての査定を含む）を提出しているか

⑦ 自動車及びその他の動産について

- 初年度登録国産乗用車の場合は7年以内か，軽自動車・商用自動車の場合は5年以内か，新車価格が300万円以上か，所有権留保がついているか
- 上記の場合には，車検証又は登録事項証明書を提出しているか

6 家計収支表について

- 直近2か月分を提出しているか
- 家計を同一にする同居家族がいるか，いる場合その全員の収入と支出を記載しているか，また同居人の収入を記載した場合，前記3の収入証明関係の項の必要書類をみれなく提出しているか
- 収入項目（給与，自営収入，配偶者収入等）に間違いはないか，給与明細書の転記ミスがないか，繰越金を正確に記載しているか
- 収支がマイナスになっていないか
- 財産目録に保険加入や自動車の所有の記載があるのに，保険料やガソリン代及び駐車場代を計上し忘れていないか

- 事業者の場合、事業収支実績表の支出と家計支出で重複する支出を計上していないか
- 支出に弁護士費用が計上されている場合、その回収の終期の報告書を提出しているか
- 光熱費について、引き落とし口座がある場合に該当箇所にマーカーを付しているか、口座がない場合に領収書を添付しているか

7 可処分所得額算出シートについて（小規模個人再生では不要）

- 年齢は計画案を提出する日（予定）の以降の最初の4月1日現在の年齢か
- 被扶養者として記載されている者は本当に被扶養者か（課税証明書、確定申告書で確認すること、配偶者特別控除を受けていても、被扶養者でない場合もある。なお、納税証明書では不明な場合が多いので、課税証明書を提出する）
- 住居費について、政令の額以上を計上していないか
- 計算間違いはないか
- ①過去2年間の収入合計欄には、アルバイトを含めた総支給額（手取額ではない）を記載しているか
- 勤務期間が2年未満で、源泉徴収票の額に基づいて計算できない場合、その算出根拠、方法について上申しているか
- 過去2年以内に就職、転職、減給等の事由が生じ、当該事由が生じて以降の年収がそれまでの年収に比し、5分の1以上の増減が見込まれる場合、当該事由が生じて以降の見込み年収を基に可処分所得額を算出しているか

8 住宅資金特別条項を定める場合

- 金銭消費貸借契約書（申込書控えは不可）、同変更契約書（変更契約を締結している場合）、償還表、保証委託契約書（保証委託契約を締結している場合）を提出しているか
- 弁済許可の申立てを行っているか
- 弁済許可の申立ての第1の1の住宅資金貸付債権の表示部分の契約書作成日付、契約書名を誤って記載していないか。また契約の変更があった場合、これも併記しているか（例 ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）、〇〇銀行（旧商号 〇〇銀行））
- 弁済許可の申立てをしない場合、抵当権実行の関係から、住宅ローン債権者の

了解を得ているか

9 事業収支実績表等

- 収入，支出，差引過不足額の各欄に月平均額を記載しているか
- 確定申告書上，専従者がいる場合に，人件費につき金額を記載しているか
- 倉庫等賃借物件がある場合に，資料として賃貸借契約書を提出し，かつ財産目録にも記載しているか
- リース料について，開始後は引き上げられてもよい旨，または弁済する場合に弁済協定の必要性につき主張しているか
- リース物件がある場合に，契約書を添付して，物件，金額，期間等を特定しているか
- 直近6か月間の純利益の変動が大きい場合に，その事情と今後の当該事業の見込みを，陳述書や上申書で主張しているか

10 予納金

- 事業者の場合で，負債総額から住宅資金貸付債権，保証債務を除いた額が，3000万円以上の場合，個人再生委員の費用（原則30万円）を含めた，予納金31万1928円を準備しているか